

島根県脳卒中等情報システム二次利用についてのオプトアウト

要介護状態の原因疾患として多い脳卒中患者の発症と経過に関する診療情報等を医療機関から保健所が継続的に収集・登録・評価することにより、島根県における脳卒中予防対策の一層の推進を図るとともに、市町村がこれら在宅脳卒中患者に対する適切な保健福祉サービスを円滑に提供する体制を整備し、県民の保健衛生の向上に寄与することを目的に行われています。これらのデータは現在2年に1回、提出元が保持する対応表がない限り個人が識別できない状態のデータとして管轄内の保健所に提出されていますが、その二次的な利用については拒否（オプトアウト）の機会が提供されています。

今回の拒否の申出について、当院のデータベースに記録するとともに、二次利用を行わないようにいたします。手続きに際し、以下の点についてご理解のほどお願いいたします。

- ・ 今回のオプトアウトは、申出いただいた当院から保健所に提出されたデータ分のみです。他院に受診されてその施設から提出からのデータ提出分も拒否される場合は、当該医療機関へもお申し出ください。
- ・ 行政で解析のための研究者等にデータを提出する際には提出元と結びつけられる情報は削除します。そのため、この状態になって提供済みのデータについては、追跡が不可能なため削除できません。
- ・ オプトアウトを申出されたことによる、患者さんの診療に影響することはありません。
- ・ データは、当院で行われた診療内容ですので、その内容については、担当の医師に直接お尋ねください。

脳卒中データベースの制度自体について、ご不明な点などありましたら、島根県のホームページをご確認ください。また、必要に応じて問い合わせフォームもご利用ください。ただし、島根県で保有している脳卒中データベースは番号のみで管理しており、お問い合わせをいただいても診療やデータの内容はわかりません。また、氏名などの個人の患者さんが判別できる情報を保持しておりませんので削除などの対応については、実際に診療を受けた病院を通じて伝える必要がありますのでご注意ください。